鹿児島県社会福祉法人経営者協議会

みんなの「生きる」を
社会福祉法人

共生

2020年9月
第35号

黒木隆之 書

社会福祉法人の事業展開に関する法改正について考える
～アフターコロナを見据えて～

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会
会長　久木元　司

新型コロナウイルス感染症は、収束に向かうどころか拡大の一途をたどっています。

このコロナ禍の中、令和２年６月５日に社会福祉連携推進法人など新たな枠組みを盛り込んだ「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

各検討会や社会保障審議会福祉部会など様々な議論を経ての成立でありました。この改正法のポイントとしては以下の３点になります。

① 地域共生社会の実現に向けて地域住民の支援ニーズに対応した包括的な支援体制を構築するための相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を実施する事業の創設

② 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る経過措置の延長

③ 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」の創設

私ども経営協として注目しておりました連携推進法人の施行に向けては、衆議院、参議院よりそれぞれ付帯決議が付されました。社員になることのメリットを分かりやすく示すこと（衆議院）、社会福祉法人の合併、事業譲渡の推進策を検討すること（参議院）の２点が付されています。

国としては社会福祉法人の合併・事業譲渡等を推進する考えが強いと思われますが、全国経営協では幾つかの点で課題があると考えています。

連携法人については、あくまでも地域社会の多様なニーズに対応するためのもので、セーフティネットとしての役割を果たすための選択肢の一つとして捉えるべきもので合併ありきの考えで進められるべきではないということです。また、事業譲渡に関しては様々な議論や手続きを経て、地域の福祉に寄与するものでなければなれません。営利企業と社会福祉法人が安易に事業譲渡を進めることで利益誘導であるとか、福祉事業そのものが売買されているかのような誤解を世間に与えることにならないようにしなければなりません。

そのためにも評議員会の承認事項にするなどプロセスにおいても公正かつ透明性の高い仕組みにしなければならないと思います。現行制度上は、評議員会などの承認を得なくとも事業譲渡はできることになっているので、少なくとも何らか決定プロセスを担保するような仕組みが必要であると考えています。

社会福祉法人の公益性、非営利性を毀損せず、本来の地域共生社会の趣旨が実現する施策となるよう見守っていきたいと思います。

コロナに負けるな！社会福祉法人

新型コロナウイルス感染症にかかる全国経営協の取組

全国経営協では、新型コロナウイルス感染への必要な施策をスピード感をもって講じることで、すべての会員法人がどのような状況下においても常に社会福祉法人としての使命を全うすることができる環境整備を目指しています。

要望・発信

1．福祉サービス継続のための政策・財政措置について緊急要望を実施

補正予算編成時に合わせ、4月30日、5月18日に緊急要望を行いました。
全国経営協の要望が反映されています。

2．風評被害の撲滅への対応

プレスリリースを配信し、風評被害の実情を訴えるとともに、社会福祉法人やそこで働く現場の職員が、利用者や地域住民の生活を支えるために、コロナに負けず、支援を続けていることを表明しています。

みんなの「生きる」を
社会福祉法人

感染防止対策

3．新型コロナウイルス感染症の発生に備えた対応チェックリストを作成

感染が発生した施設の事例をもとに、各福祉施設・事業所での対応をシュミレーションするためのチェックリストを作成しています。どの福祉施設・事業所でも感染が発生しないという補償はありません。施設の状況や利用者にとっても対応が異なるため、それぞれの福祉施設・事業所で感染が発生したと想定し、対応を考えておくことが重要です。8月12日「経営協情報№42」にて、より具体例を加えたver.1.2が更新されました。今後の発生状況に応じて随時更新する予定です。

（「経営協情報No42」QRコード）

会員法人支援

4．「ちょっと教えて！経営協」で、法人経営等に関する個別相談に対応

例年とは異なる法人運営の取り扱い等について、メールや電話等で個別のご質問にお応えしています。

5．メールNEWS「経営協情報」による迅速な情報提供

厚生労働省等から発出された通知・事務連絡等の制度動向について、会員法人・社協の皆さまに、いち早くお知らせしています。

最新の情報は、引き続き「経営協情報」で随時お知らせいたします。１会員法人10アドレスまで登録できますので、ぜひご活用ください。配信先は会員法人MYページから登録できます。

6．青年会がコロナ関係通知の解説動画を次々配信

各種通知・事務連絡等のポイントを動画で簡潔に解説しています。
全国社会福祉法人経営青年会ホームページ
http://www.zenkoku-skk.ne.jp/

（「青年会HP」QRコード）

7．全国経営協事業の推進に関する基本方針を発信

8．都道府県社協と連携し、コロナによる会員法人の影響を調査

9．オンラインで臨時正副会長会議を開催し本会の方針を迅速に協議・決定

10．新型コロナウイルス感染症が発生した法人への緊急見舞金の実施　⇒６ページに掲載

今後実施する取組

全国経営協では、今後も引き続き、会員法人・都道府県経営協との双方向性のもと、取組を推進して参ります。会員の皆さまからご意見・ご要望がございましたら、全国経営協または県事務局までお寄せください。**全国の社会福祉法人で一丸となってこの難局を乗り切っていきましょう！**

- ①衛生用品等、感染拡大防止に必要な物資の備蓄
- ②感染発生施設・事業所に対する応援派遣のあり方の検討
- ③モニター会員の募集
- ④セミナー等のWEB配信

令和２年度「全国経営協九州ブロック会議」オンライン開催

全国経営協主催による令和２年度「全国経営協九州ブロック会議」が、７月21日（火）オンライン会議システムZoomを利用して開催され、本県からは、久木元会長、山内青年経営者部会長、事務局が参加しました。

この会議は、各都道府県経営協が取り組む活動や課題の共有、経営協組織・活動のあり方について協議を行い、会員法人への支援機能の強化や経営協活動の活性化につなげていくことを目的に、毎年全国７ブロックで開催されています。

今回の会議は、新型コロナウイルス感染リスク及び「令和２年７月豪雨」災害対応を考慮して、九州ブロックはオンラインのみによる開催となりました。全国経営協 磯会長による基調報告の後、協議題を「令和２年７月豪雨」と新型コロナウイルス感染症への対応の２点に絞って協議・意見交換がなされました。

「令和２年７月豪雨」で甚大な被害があった熊本県経営協　小笠原会長より、緊急支援物資の提供お礼と「熊本DWAT」の活動についてリアルタイムでの報告がなされました。続いて、全社協から新型コロナウイルス感染症への対応に向けた全国経営協の取組について、WEB配信による全国大会・セミナー等の実施、モニター会員制度の募集について説明がありました。

全国経営協では、ブロック会議で寄せられた意見を集約・分析し、会員法人に対する支援方策ならびに今後の全国経営協事業の進め方等について関係委員会において検討することとしています。

「令和２年７月豪雨」に伴う熊本県への支援

７月３日深夜からの大雨による「令和２年７月豪雨」は、九州各地、特に熊本県南部の球磨川流域に甚大な被害をもたらし、数多くの社会福祉法人施設・事業所も被災しました。

コロナ禍もあり、県外からの人的支援は困難な状況であることから、鹿児島県経営協では隣県として迅速な支援物資調達を行い、７月13日（月）に熊本県経営協　小笠原会長施設「リデルライトホーム」へ、直接お届けいたしました。支援物資は人吉市をはじめとする福祉避難所等で役立てていただけたとのことです。

久木元会長による出発式（常盤会本部前）

被災された皆さまへ心からお見舞いと、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

リデルライトホームへ搬入

―― かごしまおもいやりネットワーク事業 ――
県内社会福祉法人の多くのご参加をお願いいたします

かごしまおもいやりネットワーク事業は、平成30年7月から事業をスタートし、参加法人は現在107法人（うち社協21)となりました。今後も多くの社会福祉法人・社協に加入していただき、地域における社会福祉法人の「公益的な取り組み」を益々充実させていければと考えております。

本事業では、地域課題の解決へ向け、次のような支援の流れで進めています。事業参加法人からの拠出金で、緊急的な「経済的支援」を行うことが主な支援であり、昨年度は相談件数168件のうち101件の経済的支援を行うことができました。本年度は8月25日現在で相談件数95件のうち経済的支援55件を行っており、その支援の実例を紹介いたします。

事業の趣旨にご賛同いただき参加を希望される法人は、経営協事務局までご連絡ください。

地域の生計困窮者が直面している課題等

- 今日明日食べるものがない
- 電気ガスが止められた
- リストラで失業し生活苦
- 家がゴミ屋敷になってしまった
- 介護や障害の悩みで苦しい
- 虐待やDVから逃げたい
- 子どもが何年も引きこもっている
- お金が無くて病院に行けない

支援の流れ

対象者の発見

自宅を訪問

対象者の状況・ニーズの把握

ニーズ解決に必要な方法や情報収集

緊急時の対応（経済的援助）

- 食糧品の購入
- 光熱水費の支払い
- 医療受診料の支払等

問題解決（制度へのつなぎ）

- 生活保護制度（行政）の紹介
- 年金等の手続き、職安の紹介
- 生活福祉資金（社協）への繋ぎ
- 生活困窮者自立支援事業への繋ぎ

支援事例の紹介　金銭管理ができず多重債務となった母子世帯への支援

Aさん（50代女性）

本人の状況　本人と難病による重度障害のある娘の母子世帯

関わった機関　おもいやり事業参加法人施設、障害サービス通所事業所、行政、くらしサポートセンター（生活困窮者自立支援窓口）

相談の内容　娘の利用する通所事業所の支援員から、おもいやり事業参加法人施設のCW（コミュニティワーカー）へ娘の病気治療について相談があり、支援員とCWとで本人宅を訪問する中で、健康保険料の滞納による健康保険証失効や、様々な世帯の生活困窮状況を把握することとなりました。

課題解決へ向けて

母親（本人）は現在無職で、世帯は娘の障害年金に頼って生活しています。本人の金銭管理能力も低く、聞き取りをしてみると健康保険税だけでなく、住まいの公営住宅家賃や光熱水費、娘の通所利用料も滞納するなど多重債務を抱えて、本人曰く「分かってはいるけれど、どうしていいかわからない」という状況でした。当面の娘の病気治療は対応できましたが、世帯の根本的な家計支援が必要と考えたCWは、くらしサポートセンター（くらサポ）へ繋ぎ、本人、行政関係課、くらサポ、通所事業所等の関係機関を集め、担当者による支援会議を開きました。

本人も交えて今後について話し合い、本人の債務支払の意思と生活再建の意欲とを確認しながら、支援を行うこととなりました。公営住宅は滞納により強制退去寸前でしたが、行政と交渉し、全額でなく最小限の滞納分のみ、おもいやり事業による経済的支援を実施しました。また、生活保護の申請も検討しつつ、くらサポを通して債務支払いなど生活面の見直しと、本人への就労支援調整による生活基盤の立て直しに取り組みました。2か月後に本人の就労が決まり、就労に必要な経費もおもいやり事業で追加援助しました。現在も、関係機関と協力して世帯の自立へ向けた見守りを続けています。

2020“禍中”半期雑感

社会福祉法人　白鳩会
理事長　中村　隆一郎

過去を振り返るときに「たら・れば」を用いるのは無意味なことと承知のうえで、今年はやはりこの禁句を使いたくなってしまう。もちろん新型コロナウィルスのことである。もしもこの難敵が世界中に蔓延することがなかったら、きっと今頃は2020年東京オリンピック（7/24～8/9）・パラリンピック（8/25～9/6）の熱狂のままに、かごしま国体（10/3～13）・全国障害者スポーツかごしま大会（10/24～26）開催に向けて、多くの人々が怒涛の毎日を過ごしていたはずである。この先、それぞれの大会関係者の努力が最良の形で報われることを願わずにはいられない。

ところで2/15～16、「第6回ソーシャルファームジャパンサミットin鹿児島」が開催され、畏れながら白鳩会が大会事務局を務めさせていただき、無事にその日程を終えることができた。ただこの2月中旬に時を同じくして、国内で新型コロナの感染確認が散見され始めていた。思い返すたびに背筋がぞっとするのだが、全国から多くの参加者を招いてのイベント開催は、あやうく集団感染につながりかねない状況にあったのかもしれない。

さて、ここでソーシャルファーム（Social Firm）について若干触れておきたい。社会的企業と訳されているが、類義語にSocial co-operative（社会的協同組合）が挙げられる。1970年代末、イタリアの精神病院解体の中で、医療従事者と患者らが地域に働く場を作ったことが始まりとされ、現在ではヨーロッパ各地、韓国や台湾などアジアにも広がっている。日本でも2008年に「ソーシャルファームジャパン」が設立され、障害者、高齢者、難病患者、ひとり親家庭、引きこもり、生活困窮者、刑務所の出所者など労働市場から排除されている人たちの働く場づくりを目指している。

話題を再び鹿児島でのサミットに戻す。今回の実行委員会には、ソーシャルファームの理念に賛同する県内の大学関係者、社会福祉法人、NPO法人、企業や個人が手弁当で参画した。それぞれの実行委員が豊かな個性の持ち主ぞろいであったが、思想信条や性格の違いを超えて、「サミット成功」という同じビジョンのもとでプロジェクトを遂行することの醍醐味を味わった。次期開催地は東京都の予定なのだが、自治体初のソーシャルファーム条例※を制定した首都が、（コロナ終息を経て）いかなる社会の多様性を示してくれるのか興味は尽きない。

※都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例／2019.12.25公布・施行

アンテナショップスタッフと（中央が中村氏）

県社会福祉施設経営相談コーナー

県社会福祉施設経営相談コーナーでは、指導員を配置し、文書・電話等により法人経営・施設運営に関する相談を受け付けています。

秘密は厳守され、相談は無料ですので、お気軽に御利用ください。

◇専任指導員　１名　◇顧問弁護士（県経営協による委嘱。内容により弁護士会所定料金が必要になります。）
◇兼任指導員　１名（公認会計士・税理士）　**小林 千鶴先生［小林公認会計士事務所 所長］**
◎連絡先：ＴＥＬ 099-257-9885　ＦＡＸ099-250-9358

お知らせ

新型コロナウイルス感染症が発生した法人への緊急見舞金について

全国経営協では、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大を受けて、**利用者や役職員に感染者が発生した会員法人を対象**とした『緊急見舞金』を贈ることとしております。

『緊急見舞金』を送金した法人名の公表はいたしません（連絡調整のため、県経営協事務局とは情報共有させていただきます）ので、該当する会員法人は、右記例「内申書」により全国経営協事務局へメールにて提出ください。

◆見舞金額等　①感染者１名につき5,000円
　　②令和２年度経営協会費の免除

◆内申書送付先：全国経営協事務局へメールにて提出
　　zenkoku-keieikyo@shakyo.or.jp

◆文書及び内申書様式例のダウンロード：
全国経営協ホームページ「お知らせ」令和2年5月23日付よりダウンロードできます。
http://keieikyo.com/index.html

内申書様式例

＜内申書様式例＞

令和　年　月　日

全国社会福祉法人経営者協議会
会 長　○○○○　殿

社会福祉法人 ○○ 会
理事長　○○○○　（印）

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急見舞いの内申について

この度、当法人内において、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生しましたので、下記の通り状況をご報告するとともに、「新型コロナウイルス感染症にかかる緊急見舞金」の送金について内申いたします。

記

1. 感染が発生した施設

感染が発生した施設名および住所	感染者数　合計（　　）名
特別養護老人ホーム○○園 ○○市○○町○-○	利用者（　）名　役職員（　）名

＜備考欄＞

2. 見舞金の振込先

振込口座　○○○○銀行　△△△支店　普通　#◇◇◇◇◇◇◇

社会福祉法人 ○○○会 理事長 □□ □□（ふりがな）

経営協に加入しましょう!!

私たち社会福祉法人が果たしている役割を広くアピールしながら、身近な社会福祉増進にさらに貢献できるよう、全国経営協に結集して会員の充実・強化に向けた政策提言を進めていきます。

・・・組織力を高めて「経営協」を大きな力にしていこう！・・・

みんなの「生きる」を 社会福祉法人

加入申込は県経営協事務局まで　TEL 099−257−9885

事務局便り

【今年度の経営協の主な取組み（予定を含む）】　　**令和２年９月１日現在**

月	日	会議・行事名	場　所	主な内容等
8～9	配信	都道府県経営協セミナー（前期）	全国経営協主催※ＷＥＢ配信（全国経営協ＨＰにて公開）	
9	16	第１回社会福祉法人会計研修	鹿児島市内	初任者向け（8/6 より延期）
10	14 予定	知事への要望	県庁	各種別協の要望書提出
〃	21～22	第39回全国社会福祉法人経営者大会	全国経営協主催※ＷＥＢ配信（全国経営協ＨＰにて公開）	
〃	29	第２回社会福祉法人会計研修(鹿児島会場)	鹿児島市内	会計基準の基礎、指導監査の留意点等
11	17	制度改正対応等研修（離島開催）及び 第２回社会福祉法人会計研修(奄美会場)	奄美市内	離島地域の会員法人向け研修 ※ WEB 配信も併用予定
12～2	未定	都道府県経営協セミナー（後期）	全国経営協主催※ＷＥＢ配信（全国経営協ＨＰにて公開）	
Ｒ３年２	〃	第３回社会福祉法人会計研修	鹿児島市内	決算会計業務及び質疑等
2	〃	指導監査等に関する意見交換会	県庁	指導監査結果及び課題の意見交換
※実施検討中		下記の実施については、各部会において検討した後ご案内します。　［参考：（　）内は昨年の実施月］ ○第８回社会福祉法人経営者大会（12 月）　○令和２年度保育部会研修会（1 月） ○「かごしまおもいやりネットワーク事業」相談員・コミュニティワーカー養成研修会（10 月）、現任研修（2 月）		

発　行／令和2年9月1日発行　共生第35号　発行人兼編集人／久木元　司
事務局／鹿児島県社会福祉法人経営者協議会
〒890-8517　鹿児島市鴨池新町１−７（県社会福祉センター内）　TEL 099-257-9885　FAX 099-250-9358